

民間認定こども園整備事業者募集の応募に係る質問及び回答一覧

受付 番号	質問内容	回答内容
1	○ヒアリング（面接審査）に代えて問診（書面による行政からの質問及び当該質問に対する回答）で対応いただくことは可能ですか。	基本的には面接審査を実施する予定ですので、ご了承ください。
2	○園庭の面積の関係上、定員変更をできればと思いますが、公募されている数以外での定員設定は可能ですか。 なお、できるだけ町の要望に応えるよう配慮いたします。	募集の概要の定員規模の欄で定めている保育部定員及び教育部定員の条件を満たす定員設定をお願いします。 なお、事業者選定後に各種許認可手続きの進捗状況その他不測の事態により設定する定員数の変更を余儀なくされた場合は、別途協議により対応することとします。
3	○提出書類一覧「8 施設整備予定地の登記簿謄本（登記事項全部証明書）」は、所有権移転に向けた手続き中の場合、何を提出すれば良いですか。	所有権移転に向けた手続きを進めていることが確認できる書類（売買契約書や重要な事項を決定するために取り交わした書類等）の写しをご提出ください。
4	○上記のとおり所有権移転に向けた売買契約の関係で取得した登記簿謄本（登記事項全部証明書）がある場合は、当該写しの提出で対応いただくことは可能ですか。	直近3か月以内で取得した登記簿謄本（登記事項全部証明書）であれば、原本証明を付した写しの提出でも可能とします。
5	○提出書類一覧「11 開設までのスケジュール表」とは、具体的にどのようなものを提出すればよいですか。	播磨町としては、提出いただいたスケジュールを参考にして、最短で令和6年9～10月頃に国が就学前教育・保育施設整備交付金の事前協議の募集を行うことを想定し、当該事前協議に一般の募集に係る施設整備の対象経費を計上する予定としていますので、令和8年4月の開所に向けた施設建設の令和6年度及び令和7年度それぞれの進捗率（予定）が確認できるスケジュールをお示しいただく必要があります。 具体的には、詳細設計（実施設計）の契約予定時期、業務着手及び完了予定時期並びに工事に係るスケジュール（入札、工事着手、工事完了、検査等の実施時期）をお示しください。

民間認定こども園整備事業者募集の応募に係る質問及び回答一覧

		<p>なお、国からの内示を得る前に着手した工事については、補助対象経費であっても補助金が交付されませんのであらかじめご了承ください。</p> <p>その他次の事項が確認できる資料をご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定人員の採用に向けた募集や内部研修の実施予定 ・ 近隣住民や地域に向けた説明の時期 ・ 許認可庁等関係機関との調整を行う時期
6	<p>○提出書類一覧「14 過去3年分の決算報告書の写し」は、応募の受付期間内に令和5年度分の決算について理事会の承認を受けることができない場合は、令和2年度～令和4年度の決算報告書の写しでも問題がないと解釈してよいですか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>例示いただいた場合であれば、令和2年度から令和4年度までの3か年分の決算報告書の写しをご提出ください。</p>
7	<p>○様式7収支計画書について、今回建設予定の施設と同規模の施設を参考にして算出する場合は、「※」の付された基本運営費や備品費、人件費で求められている積算根拠資料として、参考にした施設名を記載し、当該施設でかかった経費を記載した資料を提出することで対応いただくことは可能ですか。</p>	<p>可能です。</p> <p>収支を見込むに当たって使用した積算根拠を資料としてご提出ください。</p> <p>なお、ご提出いただいた資料によっては、別途追加資料の提出又は詳細な説明を求める場合がありますので、ご了承ください。</p>
8	<p>○現在、基本設計を進めているところですが、詳細設計（実施設計）や認可手続き、確認申請等を進める中で応募申込時の内容から変更を生じることがあり得ると思われます。</p> <p>選定いただいた後にそれぞれの許認可庁や調整の相手方等との協議結果によって、変更が生じることが許容されると考えて差支えないですか。</p>	<p>一定の合理性があると認められる内容で応募申込いただいている場合であって、各種調整を進める中で軽微な変更を生じることについては、やむを得ないと考えていますが、当初の内容から著しく乖離する状況が生じる等、審査の公平性を損ねることが懸念されるときは、別途協議を行い、慎重に判断することとなります。</p>

民間認定こども園整備事業者募集の応募に係る質問及び回答一覧

9	<p>○提出書類一覧「18 関係機関との事前協議を実施したことが分かる書類」について、準備が整い次第順次協議を開始していく予定としている（許認可庁の都合により詳細設計（実施設計）完成後でないと協議に応じていただけない等の理由から、応募書類提出時点では協議に着手できない等の）場合、今後のスケジュール感をお示しする資料を提出することで対応いただくことは可能ですか。</p>	<p>可能です。 事前協議や相談を実施した許認可庁がある場合は、議事概要を作成するほか、今後の予定をお示しください。</p>
10	<p>○提出書類一覧「17 預金残高証明書」残高証明原本の写しに原本証明書を付すことで対応いただくことは可能ですか。</p>	<p>可能です。</p>